

被災されたお友達にお知らせください

学生総合共済 生命共済

地震災害では以下の共済金がお支払いできます

- 落下物・転倒などによるケガで入院、通院した場合
入院と通院日数合計5日以上の場合1日目から保障対象になります
入院は1日目から保障対象となります
- 父母・扶養者の方がなくなられた場合
扶養者が事故で亡くなられた場合:卒業予定年の満期日まで毎月10万円
父母や扶養者が亡くなられた場合お見舞金として10万円

全国大学生協連の見舞金制度 父母死亡見舞金

父母・扶養者様が死亡・行方不明の場合

*今回の震災を直接の原因として2011年6月10日までに亡くなられたか、行方不明の方

- お見舞金：学生1人に対して3万円
申請期間：2011年4月11日～7月29日（金）
お支払い：生協窓口にて現金、又は口座振込
対象：大学生協の学生組合員（震災時組合員・卒業の方含む）
申請方法：指定の申請書に以下の書類を用意してください
- ・死亡、行方不明であることを証明するもの、新聞記事のコピーや公的機関が発表した書類のコピー
 - ・学生証、・組合員証

全国大学生協連の見舞金制度 自宅・実家全壊見舞金

自宅・実家が全壊の場合

*今回の震災で主たる家計維持者がお住まいだった家が全壊した方

- お見舞金：学生1人に対して3万円
申請期間：2011年5月16日～7月29日（金）
お支払い：生協窓口にて現金、又は口座振込
対象：大学生協の学生組合員
申請方法：指定の申請書に以下の書類を用意してください
- ・罹災証明書（コピーでOK）
 - ・学生証
 - ・組合員証

*お支払い対象についての定めがありますので、詳細はお尋ねください

お問い合わせ 大学生協の窓口 / 紹介ホームページ <http://www.tanuro.com/>
大学生協共済部 0120-335-770